補助金調書

補助金名	併用世帯ごみ収集事業補助金				担当課（連絡先）	環境局循環型社会推進部収集管理課（TEL711-4346）
交　付　先	団体	一般廃棄物収集運搬許可業者			区分	その他の補助金
交付先決定方法	非公募	（公募の場合）公募時期				
（公募の場合）応募要件						
（非公募の場合）非公募の理由	補助目的を達成しうる事業実施主体が限定されるため					
補助開始年度	昭和49	年度	経過年数	47	年度	
補助金の目的及び補助対象事業	本補助金の目的は，家庭ごみと事業所のごみを分離して排出することができず，全て事業所ごみとして出しているため，家庭ごみ収集という行政サービスを受けることができない世帯に対して，費用負担の軽減を図るもの。この補助金はごみ収集を行う許可業者に対しすでに減額して事業者へ請求したごみ処理手数料を補填するために交付するもの。					
補助金の終期	令和2	年度	延長回数	1	回	
終期を延長する理由	本補助金については，制度開始から40年以上が経過し，併用世帯数そのものが減少していることや，ごみの分別意識の高まり等から，廃止を含めた見直しを行うこととしているが，今現在，事業系ごみを家庭ごみとして出すといった不適正排出の抑止になっていることや，仮に廃止という結論になった場合においても，廃止時期に関しては，事業系ごみ，家庭ごみそれぞれの分別，排出方法の指導，啓発を行う期間が必要となるため。					
交付対象経費及び補助金の算定方法等	その他	【補助対象経費、補助金額の算定方法・考え方】 家庭ごみの収集・運搬という市民サービスが受けられない併用世帯に認定された場合，家庭ごみ処理手数料相当分（1,000円/世帯・月，該当手数料の1月分相当額が1,000円に満たない場合は，その額）を減額するもの。				
（間接補助の場合）間接補助とする理由及び再交付先への配分基準、審査基準	【間接補助の理由、再交付の配分基準・審査基準】					

交付状況等【上段：交付件数】【下段：決算】（※1）	当該年度	前年度	前々年度	前々々年度
	件	4,112 件	6,472 件	11,608 件
	4,500 千円	4,430 千円	6,465 千円	11,584 千円

前年度補助事業の主な実施概要	
補助金交付による効果	家庭ごみと事業系ごみを分けることが困難な事業所に，ごみの適正な排出指導を行う際，ごみ収集補助金制度を紹介することで，許可業者との契約締結に誘導することができ，事業系ごみの適正排出に寄与する効果がある。 仮に本補助事業がなければ，家庭ごみと事業系ごみを分けることが困難な事業所は，費用負担が軽い家庭ごみとして，すべてのごみを排出する危険性が高くなり，ひいては，事業所全体のごみ排出モラルの低下を招く恐れがある。

※1：金額総額であり、複数の団体等に交付している場合、個々の団体等への交付額等を示すものではありません。なお、当該年度は当初予算額を記載しております。また、前年度決算額について、補助額の確定が未了のものは、交付件数および交付決定額を外数として()書きで記載しております。